

提言修正についての意見

2020年6月13日

弁護士 宮崎 真

「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（案）について、修正を希望する。

一 提言関連

- 1 「2 収容の在り方 (3) 仮放免その他収容の長期化を防止するための措置 ア 仮放免の要件・基準、収容代替措置」(51 ページ) について改めて、次のとおりとすべきことを提案する。

「収容令書・退去強制令書の発付後から送還時まで収容することが原則とされる現在の制度を改め、仮放免とは別に、新たな収容代替措置、すなわち例えば、生活状況の把握及び生活手段の確保を前提として、被退去強制者について、現実の身柄拘束の代わりに、~~保証人等の責任と負担の下で、送還の実施を担保するためのに逃亡防止や出頭確保を図り、かつ、違法な就労を防止しつつ、~~収容施設外で起居するものとすることを認める措置の導入を検討すること。」

理由

収容代替措置については、多様な形態があり得るのであり、「保証人等の責任の負担」に限定するのは、選択肢を狭めすぎてしまう。

収容は国際的に最後の手段と位置付けられており(国際移住グローバルコンパクト等参照)、送還目的での最小限の人権制約が問題になる場面であり、収容を前提とする考え方は妥当性に欠ける。退去強制令書被発付者にも、未成年者、収容しなくても送還に差し支えない者等収容の必要が全くない類型が存在する。

また、収容代替措置は、保証人等については、1つの選択肢にすぎず、来日した外国人に知人等がいないことも少なくなく、現在の保証人はボランティアが多数含まれている。国際的にみても多くの国が費用等を負担しているものである。

収容代替措置が収容を上回る場面が少なからず存在することについては、UNHCR 提出のメモ(UNHCR オプションペーパー1 子どもと家族のためのケアと収容代替措置にまつわる政府のためのオプション(2015 [2019 年改訂版]) P18 よりはじまるもの)、庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関し

て適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン等により情報提供もされている。

- 2 処遇部分の提言⑥（４７ページ）
障がい者の後に「LGBT」を入れる。

二 検討部分について

- 1 本人の事情把握（２３ページの３つ目の●）
「当事者が児童である場合には、児童の権利条約や児童福祉法等の精神に則り、その生存や教育等の観点にも配慮すべきである。」
- 2 本人の事情把握（２５ページの但し以下の部分）
但し書の前後で、異なる委員の発言であることがわかる記載に修正する。
- 3 法整備（２７ページの２つ目の●）
「未成年者であるなどその者の脆弱性にも十分配慮すべきである」とある部分は、「脆弱性」のみに立脚するわけではないため、「未成年者の最善の利益等にも十分配慮すべきである」と修正する。
- 4 難民部分（３６ページ下から２つ目の●）
次のとおり記載されたい。
「再度の難民申請者の送還停止効の例外については、難民認定率が国際水準と乖離し、難民認定の質的向上が図られている途中で難民認定に疑義が呈されている現在、明らかに難民条約上の迫害事由に該当しない等庇護を必要とする事情がない場合を除き、時期尚早である。」
- 5 仮放免部分（５６ページの７行目）
「やむを得ず」は「やむを得ない側面もあり」と修正する。

以上